

【第1部】

わたしたちの人権と人権教育



# 人権とは

私たちは、様々な人々と関わりながら生活しています。何気ない日常生活の中にも人権を意識する場面があります。人権について、改めて考えてみましょう。

## 学校では

- みんなで考えるといいアイデアが浮かぶね。
- みんなで協力すると力がわいてくるね。
- 一緒だと楽しいね。



## 地域では



- お互いに助け合って住みよいまちにしよう。
- いつも声をかけてくれてありがとう。



## 家庭では

- 家族の役に立ってうれしいな。
- いつもありがとう。助かるわ。
- 一緒に食べるとおいしいね。



## 1 人権とは

- 人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、それが人権である。  
(人権擁護推進審議会答申H11.7)
- 人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。  
(人権教育・啓発に関する基本計画H14.3)
- 人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。  
(人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕H20.3)

## 2 人権教育とは

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」のことです。

## 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味（人権教育・啓発推進法第2条）し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進されます。

社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育活動を行っていくこととなります。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。（「人権教育・啓発に関する基本計画」から）

### 1 人権尊重の理念とは

「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う」ことです。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、人権尊重の理念が日常生活の中で態度や行動に現れるようになることが大切です。

### 2 人権感覚とは

「人権の価値やその重要性を考えた上で、人権が守られ、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じるとともに、逆に、これが侵害されている状態を感知して、このままではいけない、許せないというような価値志向的な感覚」のことです。

### 3 社会教育における人権教育は

#### (1) 家庭教育において

家庭教育においては、「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していく」ことが大切です。

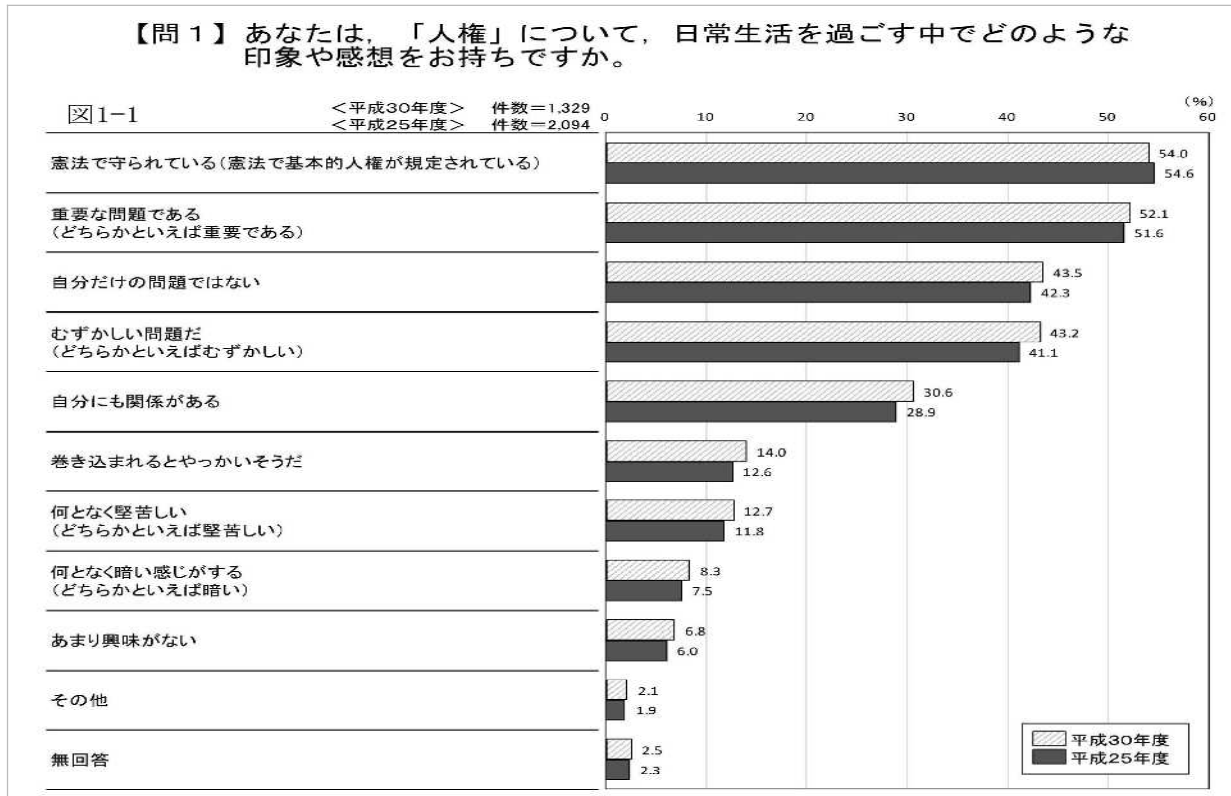
#### (2) 生涯学習の各時期に応じた学びにおいて

各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流等の活動など、人権に関する多様な学習機会が提供され、日常生活の中で人権尊重を基本に置いた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成するための事業が展開されています。

# 人権に関する県民の意識

【人権についての県民意識調査結果から】

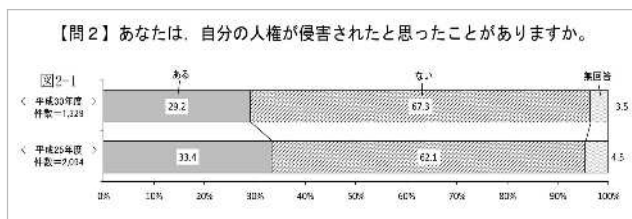
## 1 「人権」についての印象や感想



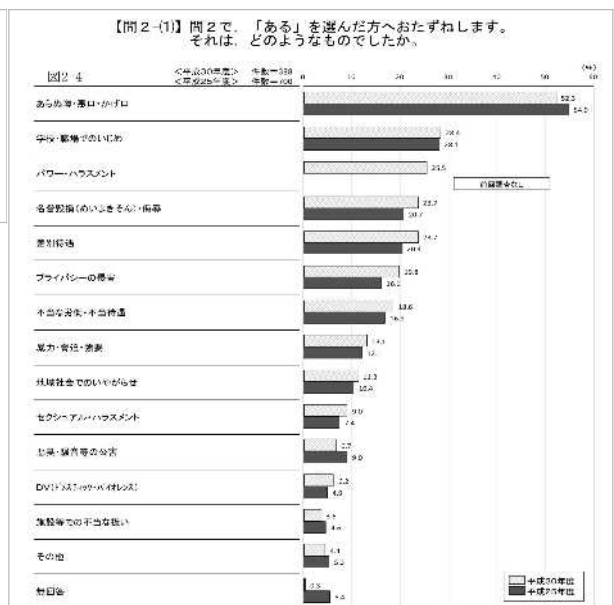
平成30年度の調査結果では、「憲法で守られている」が最も多く、以下、「重要な問題である(どちらかといえば重要である)」、「自分だけの問題ではない」、「むずかしい問題だ(どちらかといえばむずかしい)」、「自分にも関係がある」の順となっています。

平成25年度、平成30年度ともに「憲法で守られている」、「重要な問題である」と回答した人は約5割にとどまり、「自分だけの問題ではない」、「自分にも関係がある」と回答した人は、3～4割となっており、人権に対する知識や人権が自分にも関係する身近なことだという認識を高める教育・啓発が引き続き必要です。

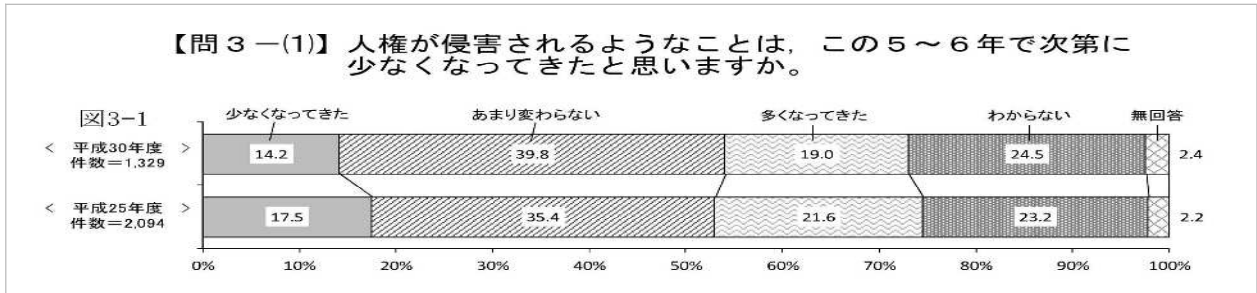
## 2 自分の人権が侵害された経験について



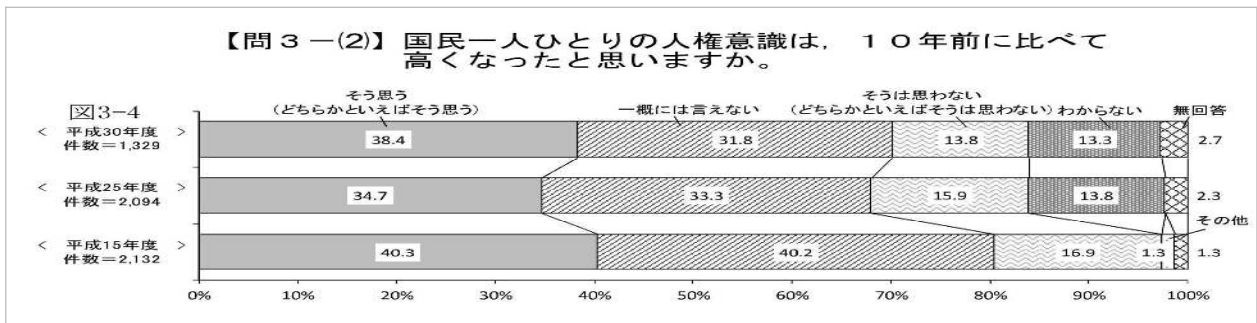
平成25年度調査から4.2%減少したものの、29.2%の県民が「人権が侵害されたと思ったことがある」と回答しており、その内容として、「あらぬ噂・悪口・かげ口」が52.3%と最も高く、次いで「学校・職場でのいじめ」、「パワー・ハラスメント」、「名誉毀損・侮辱」、「差別待遇」、「プライバシーの侵害」、「不当な労働・不当待遇」の順になっています。



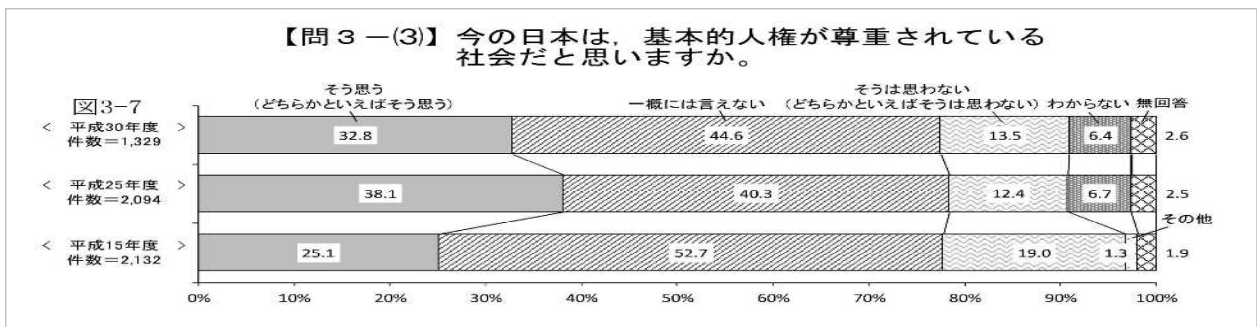
### 3 日本の人権の現状について



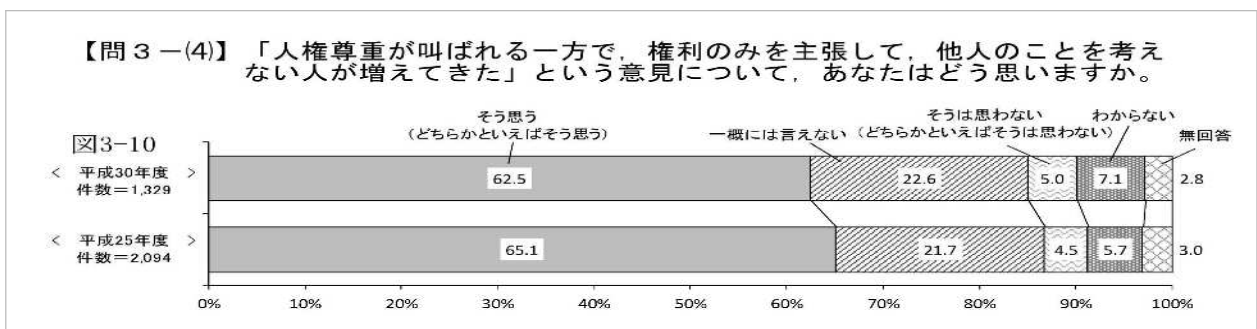
人権が侵害されるようなことが、この5～6年で次第に少なくなってきたかについては、「あまり変わらない」の割合が最も高く、39.8%となっており、人権侵害行為が減少したと感じていない人が多数です。



国民一人一人の人権意識が10年前と比べて高くなったと思うかについては、「そう思う」の割合が38.4%と前回調査よりも高くなった一方、「一概には言えない」、「そうは思わない (どちらかといえばそうは思わない)」を合わせた45.6%が人権意識の高まりを感じていません。

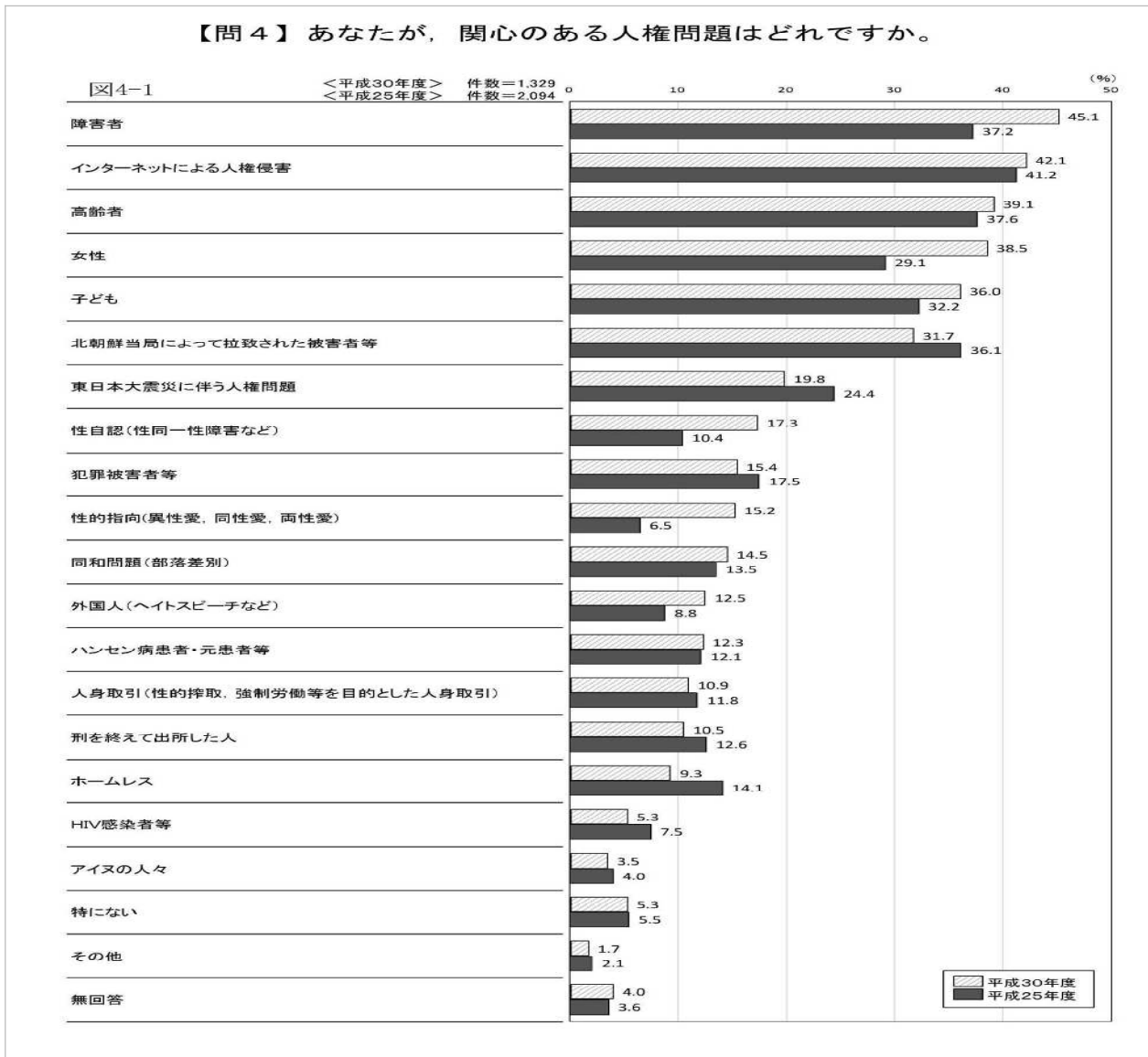


基本的人権が尊重される社会だと思うかについては、「一概には言えない」が44.6%と最も高く、「そうは思わない」13.5%とあわせて増加傾向にあります。



「権利のみを主張して、他人のことを考えない人が増えてきた」という意見について、「そう思う」の割合が62.5%と最も多くなっています。また、前回調査と比較して「そう思う」が減少、「そうは思わない」が微増しています。

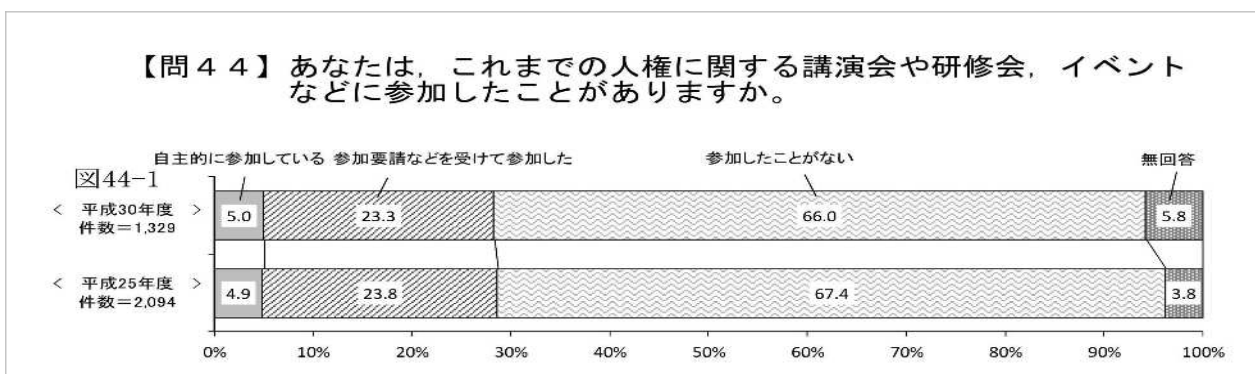
#### 4 関心のある人権問題について



関心のある人権問題については、「障害者」が45.1%と最も高く、次いで、「インターネットによる人権侵害」42.1%、「高齢者」39.1%、「女性」38.5%、「子ども」36.0%の順になっています。特に「障害者」、「女性」、「性自認（性同一性障害など）」、「性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）」への関心が5ポイント以上高くなっています。

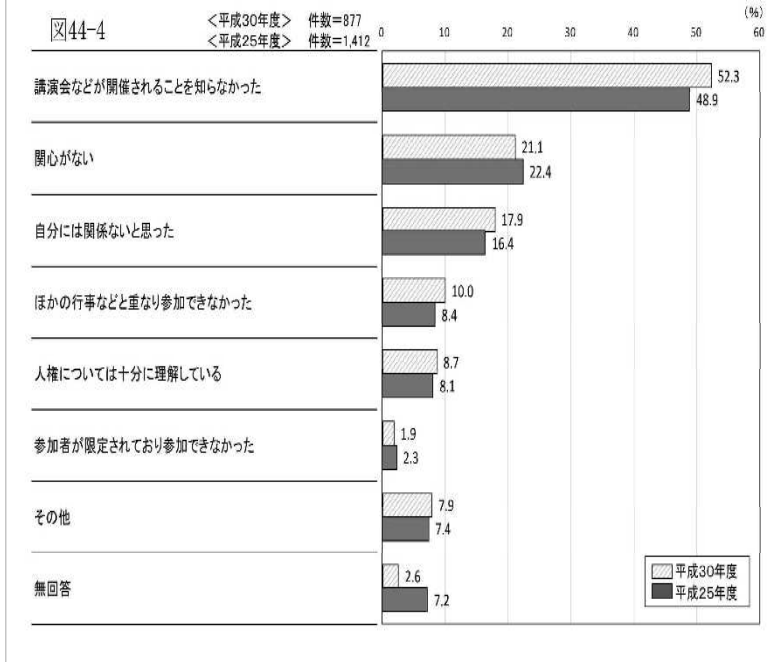
深刻な事件の発生や社会的運動，制度の整備・改正等関係する法律がマスコミに取り上げられ，社会的関心が高まったことが関心度にも影響しています。

#### 5 人権に関する講演会や研修会に参加した経験について



人権に関する講演会や研修会、イベントなどに参加したことがあるかについては、「参加したことがない」の割合が66.0%と最も高く、約3分の2の県民が人権に関する講演会等に参加したことがないことが分かります。次いで、「参加要請などを受けて参加した」が23.3%、「自主的に参加している」が5.0%となっています。

【問44-1】問44で、「参加したことがない」を選んだ方へおたずねします。あなたが、参加したことがない理由はなんですか。



「参加したことがない」理由として、「講演会などが開催されることを知らなかった」が52.3%と最も多くなっています。

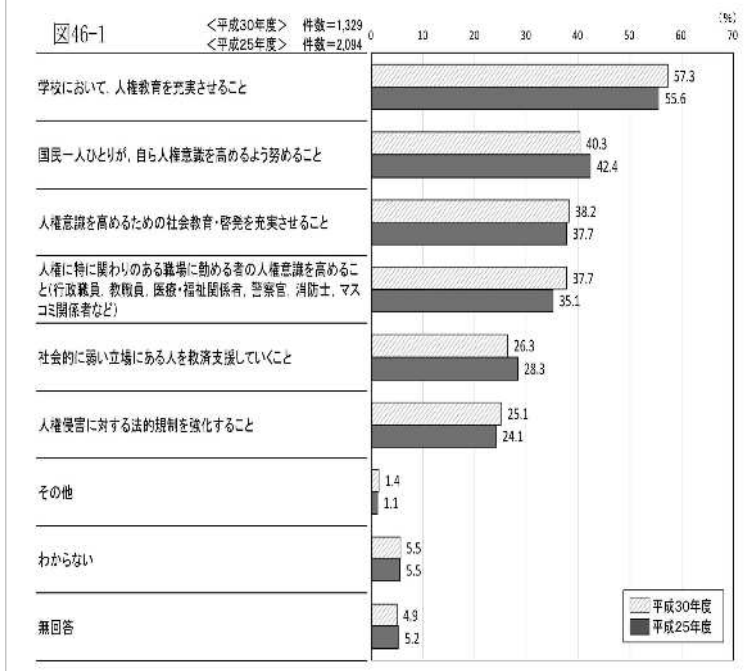
人権問題を自分事として捉え、次の世代に繋いでいくことが大切です。

研修会を開催するにあたっては、県民の人権学習に対する関心を更に高め、参加してみたいくなるような広報の工夫を図ることが必要です。



## 6 人権が尊重される社会を実現するために、どのようなことが必要かについて

【問46】あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。



半数以上の方が「学校において、人権教育を充実させること」をあげており、その割合が最も高くなっています。次いで、「国民一人一人が、自ら人権意識を高めるように努めること」、「人権意識を高めるための社会教育・啓発を充実させること」の順になっています。

人権が尊重される社会の実現のために、人権意識を高めるための教育・啓発を充実していくことが求められています。



## 様々な人権課題

私たちの周りには同和問題をはじめとして、様々な人権課題があります。今後も、社会の進展や変化により、新たな人権課題が生じることが考えられます。現代社会において、基本的人権を侵害されている人々がもたらされている思いや願いをしっかりと理解した上で、個々の問題についての正しい理解と認識を深めていくことが大切です。

人権課題	現状と課題	施策の基本方向
女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 固定的な性別役割分担意識の解消</li> <li>➢ 性別による差別的取扱い</li> <li>➢ 個人として能力を発揮する機会の保障 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進</li> <li>➢ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 など</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 児童虐待やいじめ、児童ポルノ、貧困の問題</li> <li>➢ 将来にわたって心身に深刻な影響を与える様々な問題 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり</li> <li>➢ 子どもの人権を保障する教育・啓発の推進</li> <li>➢ 児童虐待の防止 など</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 虐待や消費者トラブルの被害者</li> <li>➢ 社会との関わりが少なくなり、孤立してしまう など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者を取り巻く環境整備</li> <li>➢ 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進</li> <li>➢ 高齢者虐待の防止 など</li> </ul>
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害の有無にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮</li> <li>➢ 社会参加できる機会の保障 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備</li> <li>➢ 障害のある人の人権を尊重する教育・啓発の推進</li> <li>➢ 障害のある人への虐待防止 など</li> </ul>
同和問題 (部落差別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 結婚や就職の差別</li> <li>➢ 個人情報の不正取得や悪用</li> <li>➢ インターネット上での悪質な書き込み など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 同和問題(部落差別)についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進</li> <li>➢ 隣保館の活用・活動の促進 など</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 言葉や文化、生活習慣の違いなどの理解不足による偏見や差別</li> <li>➢ 地域社会での孤立 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多文化共生社会の推進</li> <li>➢ 外国人に対する生活・教育支援</li> <li>➢ 雇用の場における外国人の人権擁護</li> </ul>
HIV感染者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ HIV/エイズについての知識や理解不足</li> <li>➢ 患者や感染者への偏見や差別 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進</li> <li>➢ エイズ教育の推進 など</li> </ul>
ハンセン病 元患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハンセン病患者や元患者及びその家族への人権侵害</li> <li>➢ 今なお残る偏見や差別 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進</li> <li>➢ 患者・元患者・家族への支援</li> </ul>
犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事件・事故による直接的な被害</li> <li>➢ プライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的不利益等の二次被害 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進</li> <li>➢ 犯罪被害者等の相談体制の整備 など</li> </ul>
北朝鮮当局による 拉致問題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 拉致問題の早期解決</li> <li>➢ 各種広報活動や学校教育の推進 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした拉致問題等についての啓発活動の推進</li> <li>➢ 学校における拉致問題についての教育の充実</li> </ul>
性的指向・性自認	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多様な性についての理解不足</li> <li>➢ 性的指向や性自認の当事者への差別や偏見 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多様な性を理解する教育・啓発活動の推進</li> <li>➢ 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応 など</li> </ul>
その他の 人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 刑を終えて出所した人等への偏見や差別</li> <li>➢ 生活困窮者の問題の多様化・複雑化</li> <li>➢ 人身取引問題の理解促進と取り締まりの強化</li> <li>➢ アイヌの人々に対する偏見や差別 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組</li> <li>➢ 生活困窮者の尊厳の保持</li> <li>➢ 人身取引の実態や背景についての理解促進</li> <li>➢ アイヌの人々についての理解と認識の促進 など</li> </ul>
人権に関わる問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 誹謗中傷やいじめ、差別的書き込み、個人情報の流出等の様々な問題</li> <li>➢ インターネットを介しての犯罪</li> <li>➢ 災害の被災地での様々な人権問題の発生 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人権意識を持ったインターネット利用の啓発活動の推進</li> <li>➢ 情報モラルに関する教育の充実</li> <li>➢ 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 など</li> </ul>
複合的な人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害のある外国籍の子ども</li> <li>➢ 高齢女性の生活困窮者 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人権教育・啓発の推進</li> </ul>
様々な人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 難病患者やHTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)のキャリアの人権</li> <li>➢ 個人情報の保護など様々な人権問題 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 人権教育・啓発の推進</li> </ul>

〔鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）R2.3〕